

抵当権 宅建 S63-05-3 <#772>

【問】 正誤をつけよ。

地上権は、抵当権の目的とすることができる。

【答え】 正しい

<ポイント> 抵当権の内容【★基礎必須】

- 1 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した**不動産**について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 **地上権**及び**永小作権**も、**抵当権の目的**とすることができる。この場合においては、この章（「抵当権」）の規定を準用する。（民法 369 条）

※ 土地の賃借権に抵当権を設定することはできない